

労働安全衛生規則第五百九十四条の二第一項の規定に基づき皮膚若しくは眼に障害を与えるおそれ又は皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな物として厚生労働大臣が定めるもの（案）について（概要）

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課

## 1 制定の趣旨

- 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「則」という。）第594条の2第1項において、皮膚若しくは眼に障害を与えるおそれ又は皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな化学物質又は化学物質を含有する製剤（以下「皮膚等障害化学物質等」という。）を製造し、又は取り扱う業務に労働者を従事させるときは、一部の業務（※1）を除き、不浸透性の保護衣等の適切な保護具を使用させなければならないと定めており、皮膚等障害化学物質等のうち皮膚刺激性有害物質及び皮膚吸収性有害物質については、その定義を通達によりそれぞれ以下のとおり示しているところである。
  - （1）皮膚刺激性有害物質は、皮膚又は眼に障害を与えるおそれがあることが明らかな化学物質とし、次の①又は②のいずれかに該当するもの。ただし、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号。以下「特化則」という。）等の特別規則において、皮膚又は眼の障害等を防止するために不浸透性の保護衣等の使用が義務付けられているものを除く。
    - ① 国が公表するGHS分類（※2）の結果、「皮膚腐食性・刺激性」、「眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性」及び「呼吸器感作性又は皮膚感作性」のいずれかで区分1に分類されているものに該当する化学物質
    - ② 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第57条の2に基づき事業者より提供された通知（SDS（安全データシート）等）に記載された有害性情報のうち「皮膚腐食性・刺激性」、「眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性」及び「呼吸器感作性又は皮膚感作性」のいずれかで区分1に分類されているものに該当する化学物質
  - （2）皮膚吸収性有害物質は、皮膚から吸収され若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな化学物質であり、「経皮ばく露が関与する健康障害を示す情報がある物質」等の要件に該当するもの（通達の別表で具体的な物質名を記載）。ただし、特化則等の特別規則において、皮膚又は眼の障害等を防止するために不浸透性の保護衣等の使用が義務付けられているものを除く。
- このうち、（1）の①については、現行の運用では国によるGHS分類結果の公表時に即時、皮膚等障害化学物質等として関係規定が適用されることとなっているが、事業者がSDSの作成やリスクアセスメント等を行うためには一定の時間を要することから、十分な準備期間を設ける必要がある。そのため、皮膚等障害化学物質等と同様に事業者措置を義務付けているがん原性物質については、則第577条の2第5項に基づき、厚生労働大臣の定める告示（労働安全衛生規則第五百七十七条の二第五項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるもの（令和4年厚生労働省告示第371号））に規定していることを踏まえ、今般、労働安全衛生規則の一部を改正する省令案（以下「安衛則一部改正省令案」という。）により、（1）及び（2）の皮膚等障害化学物質等についても同様に、厚生労働大臣の定める告示に規定することとした。
- 本告示は、安衛則一部改正省令案による改正後の則第594条の2第1項の規定に基づき、

皮膚等障害化学物質等を定めるものである。

- (※1) 法及びこれに基づく命令の規定により労働者に保護具を使用させなければならない業務及び皮膚等障害化学物質等を密閉して製造し、又は取り扱う業務
- (※2) GHS（化学品の分類および表示に関する世界調和システム。国連文書として定められている。）に基づく化学品の分類方法に定める方法による化学物質の危険性及び有害性の分類

## **2 告示案の概要**

安衛則一部改正省令案による改正後の則第594条の2第1項の規定に基づき皮膚若しくは眼に障害を与えるおそれ又は皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな物として厚生労働大臣が定めるものは、以下の（1）から（3）までに掲げるものとする。ただし、法及びこれに基づく命令の規定により、皮膚又は眼の障害を防止するために不浸透性の保護衣等の使用が義務付けられているものを除く。

### **（1）皮膚刺激性有害物質**

皮膚刺激性有害物質は、皮膚又は眼に障害を与えるおそれがあることが明らかな化学物質とし、具体的には、次の①又は②のいずれかに該当するもの。

- ① 国が行うGHS分類の結果、「皮膚腐食性・刺激性」、「眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性」又は「呼吸器感作性又は皮膚感作性」のいずれかで区分1に該当する物であって、令和7年3月31日までの間（※）において当該区分に該当すると分類されたもの

（※）なお、今後、毎年度GHS分類の公表に併せて、本告示における基準となる年月日（上の例では「令和7年3月31日」の部分）を改正し、現行のがん原性物質を定める告示と同様に、GHS分類の公表の約2年後（削除は即日適用）とする予定。

- ② 法第57条の2第1項の規定による通知（SDS等）において、「皮膚腐食性・刺激性」、「眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性」又は「呼吸器感作性又は皮膚感作性」のいずれかで区分1に該当するもの

### **（2）皮膚吸収性有害物質**

皮膚吸収性有害物質は、皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな化学物質で、厚生労働省労働基準局長が定めるものとする。

- （3）（1）又は（2）の物質を含有する製剤その他の物

## **3 根拠法令**

安衛則一部改正省令案による改正後の則第594条の2第1項

## **4 適用期日等**

告示日：令和7年10月上旬（予定）

適用期日：令和8年1月1日